

川崎市公告第69号
次の市有財産について、一般競争入札による貸付けを実施します。

令和8年1月19日

川崎市長 福田 紀彦

1 入札物件（一時貸付物件）

一般競争入札に付す一時貸付物件、予定価格（最低貸付料）等は、別表のとおりです。

2 貸付期間

令和8年4月1日から令和13年9月30日まで

3 入札参加資格

次の条件を全て満たす方でなければ、入札に参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 国税又は市税の未納がないこと。
- (5) 本入札案内書に定める条件及び法令等を遵守し、自動販売機等設置事業を行う資力、能力等を有する法人であること。
- (6) 令和4年度及び令和5年度において、自動販売機等設置事業又はこれに類する事業の実績を有していること。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。
- (9) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。

4 契約上の主な条件等

(1) 貸付契約の内容

本件一時貸付けは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号及び同法第238条の5第1項の規定に基づく土地又は建物の賃貸借契約です。借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はありません。

(2) 用途の指定等

一時貸付物件は、自動販売機等設置事業の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません。また、自動販売機等設置事業に必要な工事費、維持管理費、光熱水費等の費用は全て借受人の負担となります。

(3) 禁止事項

一時貸付物件について、次の行為をすることはできません。

ア 一時貸付物件を指定用途以外の用途に使用すること。

イ 一時貸付物件に建物を建築し、又は工作物を設置すること（財産管理者が、電源等の確保のため必要があると認める場合を除く。）。

ウ 土壌の汚染、土地の形質の変更その他原状回復が困難となるような使用をすること。

エ 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。

オ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

カ 一時貸付物件において、公序良俗に反する行為をすること。

(4) 自動販売機等の設置等

借受人は、貸付期間の開始後、財産管理者の指示に従い、速やかに指定の位置に自動販売機等を設置してください。また、設置後において財産管理者が、安全管理上支障があると認めた場合は、その指示に従って必要な措置を講じてください。

ア 貸付期間を通じて常に使用可能な状態で設置されていること。

イ 自動販売機等の維持管理にあたっては、転倒防止、漏電防止、容器等の散乱防止など、利用者、近隣住民の安全、周辺環境の保全に十分に配慮すること。

ウ 販売品の在庫等の管理、補充、交換は、借受人の責任において、財産管理上及び近隣住民の生活に配慮した方法、頻度、時間帯等により行うこと。

エ 自動販売機の付近に飲料容器等の回収容器等を原則として1個以上設置し、空き缶等の使用済み容器が周囲に散乱しない頻度により回収して、適正に処分すること。

オ 自動販売機は、ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種（年間消費電力量（カタログ値）1,131 kWh／年未満のものに限る。）とすること。なお、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

カ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）を遵守し、販売品の賞味期限等の衛生管理対策の徹底を図ること。

(5) 販売品

ア 販売品は、別表に定められたものとすること（財産管理者が認めた場合を除く。）。なお、酒税法第2条（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を販売することはできません。

イ 販売品の売価は、借受人により任意に設定することができます。

(6) 資料の提出等

ア 借受人は、毎年1回、一時貸付物件に設置した自動販売機の売上実績（売上数量、売上金額）を報告しなければなりません。川崎市は、当該売上実績について、市有財産の有効活用を推進するため必要とするときは、借受人の承諾なしに公開できるものとします。

イ 川崎市は、借受人が上記の禁止事項に違反している疑いがあるとき、債権の保全上必要があると認めるときは、借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。

(7) 違約金

川崎市は、借受人が上記の禁止事項、資料の提出等の条件に違反した場合には、違約金を請求する場合があります。

5 入札案内書（入札参加申込書を含む。）の配布

入札案内書は、<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000177396.html>

川崎市財政局資産管理部資産運用課ホームページアドレスにおいて、ダウンロードできます。

また、資産運用課（応募申込書類等受付場所）においても配布します。

(1) 配布場所 川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市役所本庁舎 16階）

川崎市財政局資産管理部資産運用課

電話 044-200-2083

(2) 配布期間 令和8年1月19日（月）から令和8年2月13日（金）まで

6 入札参加申込みに必要な書類

入札参加申込みに必要な書類は、次のとおりです。

(1) 入札参加申込書

(2) 自動販売機設置事業申告書

(3) 川崎市暴力団排除条例に係る誓約書

(4) 商業登記簿（履歴事項全部証明書）

(5) 代表者の印鑑証明書（法務局に届け出たもの）

(6) 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）

(7) 市税納税証明書（川崎市競争入札参加資格審査申請用）

※ 川崎市内に事務所又は事業所を有している場合のみ

交付の申請にあたっては、「未納の税額がない証明（都道府県・市区町村）」を選択してください。

詳細は各市税事務所にお問い合わせください。

(8) 財務諸表の写し

申込み時点において終了している事業年度のうち、直近2事業年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を提出してください。

※ (4)～(7)の書類は、発行後3か月以内に取得したもの（原本）を提出してください。

7 入札参加申込書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、上記6に記載された書類を次により提出しなければなりません。

(1) 提出場所 上記5(1)と同じ

(2) 提出期間 令和8年1月19日（月）から令和8年2月13日（金）まで

午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く。）

(3) 提出方法 持参

8 入札の手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札の方法

入札は単価で行いますので、入札金額は月額貸付料（消費税及び地方消費税の額を含まないもの）を記入してください。入札書の提出は送付又は持参によるものとします。

ア 入札書の到着期限

令和8年2月24日（火）必着（持参の場合は令和8年2月24日（火）17時まで）

イ 入札書の提出場所

『送付の場合』

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地（本庁舎 16階）

川崎市財政局資産管理部資産運用課 資産活用担当

『持参の場合』

川崎市川崎区宮本町1番地（本庁舎 16階）

川崎市財政局資産管理部資産運用課

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 令和8年2月25日（水） 午前10時

(4) 開札の場所 川崎市財政局資産管理部資産運用課

(5) 落札者の決定等

最終的な確認を行い、落札候補者を落札者として決定します。

なお、確認の結果、申込書類や入札書等に不備があった場合は、当該落札候補者を失格とし、順次、価格の高い入札者について同様の確認を行い、落札候補者を落札者として決定します。

(6) 入札の無効

入札案内書で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約条項 入札案内書に記載してあります。

(2) 契約書等作成の要否 要

(3) 契約保証金 入札案内書に記載してあります。

(4) 契約の締結日（予定） 令和8年3月18日（水）

(5) 貸付料の支払い 入札案内書に記載してあります。

10 その他

(1) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合等があります。

(2) 詳細は入札案内書によります。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。
上記5（1）と同じ

物件番号 1

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地 (住居表示)	開庁時間	職員数 (人)	年間 利用者数 (人)	貸付面積 (m ²) ※回収容器等含む	消費税	設置・運営	販売品	令和6年度 売上数量 (本)	最低貸付料 (円／月)
77	中部リハビリテーションセンター1階 (健康福祉局総合リハビリテーション推進センター中部地域支援室・044-750-0686)	中原区井田 3-16-1	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝休日・12月29日～1月3日を除く)	65	11,000	1.2	課税	・災害対応機 【別記1】 ・ユニバーサルデザイン【別記2】	飲料 (缶・ペットボトル)	5,939	
666	中原区役所別館1階 (まちづくり推進部総務課・044-744-3124)	中原区小杉町 3-24-5	月～金曜日 午前8時30分～午後5時及び 毎月第2、第4土曜日8時半～午後0時半 (祝休日・12月29日～1月3日を除く)	500	800,000 (見込み)	1.62	課税	・その他【別記3】	飲料 (缶・ペットボトル)	新規	15,150
105	中原区役所5階 (まちづくり推進部総務課・044-744-3124)					0.89	課税			3,238	

※職員数、年間利用者数は近年の状況に基づき財産管理者が算出した概数であり、今後の人事異動、配置変更により変更となる場合があります。

※令和6年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものです。

【別記1】市内に震度5強以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、財産管理者が物資の提供を必要と判断したとき、自動販売機内の販売品を無料で提供できる機種とします。なお、物資の提供に係る費用は借受人の負担とします。

【別記2】ユニバーサルデザインの仕様を施した自動販売機とします。

【別記3】通常の飲料に加え、ベビー用やおむつ、赤ちゃん用のミルクやジュース等の飲料、おしりふきシートを含む自動販売機とします。また、設置場所に電源がないため、電気工事を要することが見込まれます。なお、電気工事に係る費用は借受人の負担とします。

物件番号 2

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地 (住居表示)	開庁時間	職員数 (人)	年間利用者数 (人)	貸付面積 (m ²) ※回収容器等含む	消費税	販売品	令和6年度 売上数量 (本)	最低貸付料 (円／月)
286	浮島処理センター1階 (環境局浮島処理センター・044-287-9600)	川崎区浮島町 509-1	月～土曜日 午前8時30分～午後5時15分 (1月1日～1月3日を除く) 施設は24h稼働	市職員63 委託業者82 (夜間委託14)	90,000 (施設搬入 車両台数)	1.44	課税	飲料 (缶・ペット ボトル)	11,983	16,666
60	浮島処理センター1階 (環境局浮島処理センター・044-287-9600)					2.07	課税		8,021	
57	浮島処理センター4階 (環境局浮島処理センター・044-287-9600)					1.44	課税		2,692	
273	浮島処理センター資源化処理施設1階 (環境局浮島処理センター・044-287-9600)					1.20	課税		6,038	
30	中原生活環境事業所2階 (環境局生活環境部中原生活環境事業所・044-411-9220)	中原区中丸子 155-1	月～土曜日 午前8時00分～午後4時45分 (1月1日～1月3日を除く)	129	0	1.24	課税	飲料 (缶・ペット ボトル)	5,318	16,666
32	中原生活環境事業所2階 (環境局生活環境部中原生活環境事業所・044-411-9220)					1.24	課税		2,217	
61	浮島埋立事業所1階 (環境局浮島埋立事業所・044-277-1735)	川崎区浮島町 523-1	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (祝休日・12月29日～1月3日を除く)	9	0	0.91	課税	飲料 (缶・ペット ボトル)	1,768	16,666
641	浅野工場会館 (経済労働局産業振興部工業振興課・044-200-2325)	川崎区浅野町 1-4	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (祝休日・12月29日～1月3日を除く)	3	1,000	1.35	非課税	飲料 (缶・ペット ボトル)	1,640	
638	多摩区役所生田出張所3階 (多摩区役所生田出張所・044-933-7111)	多摩区生田 7-16-1	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (祝休日・12月29日～1月3日を除く)	11	24,200	1.14	課税	飲料 (缶・ペット ボトル)	1,747	
8	川崎市役所南庁舎地下2階 (総務企画局総務部庁舎管理課・044-200-0281)	川崎区東田町 5-4	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (土日、祝休日・12月29日～1月3日を除く)	864	480	0.98	課税	飲料 (缶・ペット ボトル)	1,728	
50 【別記 1】	入江崎クリーンセンター1階 (環境局入江崎クリーンセンター・044-266-2726)	川崎区塩浜 3-14-1	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝休日・12月29日～1月3日を除く)	9	0	0.91	課税	飲料 (缶・ペット ボトル)	2,044	

※職員数、年間利用者数は近年の状況に基づき財産管理者が算出した概数であり、今後の人事異動、配置変更により変更となる場合があります。

※令和6年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものです。

【別記1】場所番号50の入江崎クリーンセンターは令和9年4月以降に移転予定があります。

物件番号 3

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地 (住居表示)	開庁時間	職員数 (人)	年間 利用者数 (人)	貸付面積 (m ²) ※回収容器等含む	消費税	設置・運営	販売品	令和6年度 売上数量 (本)	最低貸付料 (円／月)
16	川崎生活環境事業所 1 階 (環境局生活環境部川崎生活環境事業所・044-266-5747)	川崎区塩浜 4-11-9	月～土曜日 (祝日を含む) 午前8時00分～午後4時45分	149	0	1.03	課税	・電子マネー【別記1】 ・環境に配慮した自動販売機【別記2】	飲料 (缶・ペットボトル)	11,183	18,930
17	川崎生活環境事業所 2 階 (環境局生活環境部川崎生活環境事業所・044-266-5747)					0.93	課税			3,441	
19	川崎生活環境事業所 2 階 (環境局生活環境部川崎生活環境事業所・044-266-5747)					1.3	課税			1,853	
21	川崎生活環境事業所 3 階 (環境局生活環境部川崎生活環境事業所・044-266-5747)					1.02	課税			3,227	
274	みぞのくち市税事務所 2 階 (財政局税務部税制課・044-200-2190)	高津区下作延 2-7-60	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (祝休日・12月29日～1月3日を除く)	108	不明	1.09	課税	飲料 (缶・ペットボトル)	2,013	1,950	18,930
275	みぞのくち市税事務所地下 1 階 (財政局税務部税制課・044-200-2190)					1.36	課税				
101	幸区役所 4 階 (幸区役所まちづくり推進部総務課・044-556-6645)	幸区戸手本町 1-11-1	月～金曜日 午前8時30分～午後5時及び毎月第2、第4 土曜日8時半～午後0時半 (祝休日・12月29日～1月3日を除く)	380	230,000	1.38	課税	飲料 (缶・ペットボトル)	2,337		

※職員数、年間利用者数は近年の状況に基づき財産管理者が算出した概数であり、今後の人事異動、配置変更により変更となる場合があります。

※令和6年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものです。

【別記1】交通系ICカード等の電子マネーが使用できる自動販売機とします。

【別記2】使用済みペットボトルのリサイクル方法をマテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルの制限を課した自動販売機とします。

また、ペットボトル飲料においては、再生利用プラスチックや軽量化プラスチックといった環境に配慮した容器、ラベルの商品に限定します。

物件番号 4

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地 (住居表示)	開庁時間	職員数 (人)	年間 利用者数 (人)	貸付面積 (m ²) ※回収容器等含む	消費税	販売品	令和6年度 売上数量 (本)	最低貸付料 (円／月)
134	消防局総合庁舎・川崎消防署 1 階 (消防局総務部施設装備課・044-223-2550)	川崎区南町 20-7	24時間体制	200	7,000	0.75	課税	飲料（缶・ペットボトル）	6,743	15,150
125	消防局総合庁舎・川崎消防署 4 階 (消防局総務部施設装備課・044-223-2550)					0.78	課税		3,521	
124	消防局総合庁舎・川崎消防署 4 階 (消防局総務部施設装備課・044-223-2550)					0.93	課税		2,007	
127	消防局総合庁舎・川崎消防署 7 階 (消防局総務部施設装備課・044-223-2550)					1.08	課税		3,433	
129	臨港消防署 4 階 (消防局総務部施設装備課・044-223-2550)	川崎区池上新町 3-1-5	24時間体制	50	7,000	0.78	課税	飲料（缶・ペットボトル）	1,750	15,150
133	臨港消防署藤崎出張所 1 階 (消防局総務部施設装備課・044-223-2550)	川崎区藤崎 3-7-1	24時間体制	8	100	0.99	課税	飲料（缶・ペットボトル）	2,572	
130	臨港消防署千鳥町出張所 1 階 (消防局総務部施設装備課・044-223-2550)	川崎区千鳥町 15-4	24時間体制	7	100	1.02	課税	飲料（缶・ペットボトル）	2,299	
137	幸消防署 1 階 (消防局総務部施設装備課・044-223-2550)	幸区戸手 2-12-1	24時間体制	50	7,000	0.86	課税	飲料（缶・ペットボトル）	3,896	
140	幸消防署加瀬出張所 1 階 (消防局総務部施設装備課・044-223-2550)	幸区南加瀬 4-18-5	24時間体制	8	100	0.96	課税	飲料（缶・ペットボトル）	740	
139	幸消防署平間出張所屋外 (消防局総務部施設装備課・044-223-2550)	幸区下平間 4	24時間体制	7	100	1.02	課税	飲料（缶・ペットボトル）	577	
667	臨港消防署殿町出張所 1 階 (消防局総務部施設装備課・044-223-2550)	川崎区殿町 3-25-2	24時間体制	7	100	1.89	課税	飲料（缶・ペットボトル）	新規	
668	中原消防署井田出張所 2 階 (消防局総務部施設装備課・044-223-2550)	中原区井田中ノ町 23-3	24時間体制	7	100	1.50	課税	飲料（缶・ペットボトル）	新規	
669	宮前消防署宮崎出張所 1 階 (消防局総務部施設装備課・044-223-2550)	宮前区有馬 2-8-11	24時間体制	7	100	1.50	課税	飲料（缶・ペットボトル）	新規	

※職員数、年間利用者数は近年の状況に基づき財産管理者が算出した概数であり、今後の人事異動、配置変更により変更となる場合があります。

※令和 6 年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものです。

物件番号 5

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地 (住居表示)	開庁時間	職員数 (人)	年間 利用者数 (人)	貸付面積 (m ²) ※回収容器等含む	消費税	設置・運営	販売品	令和6年度 売上数量 (本)	最低貸付料 (円／月)
182	橘高等学校 1 階 (教育委員会事務局教育環境整備推進室・044-200-3314)	中原区中丸子 5 6 2	午前 7 時～午後 10 時	79	818	0.75	課税	・回収ボックスを設置しない自動販売機とします。	飲料 (缶・ペットボトル)	1,539	3,780
183	橘高等学校 1 階 (教育委員会事務局教育環境整備推進室・044-200-3314)					0.89	課税			3,847	
287	高津中学校 1 階 (教育委員会事務局教育環境整備推進室・044-200-3314)	高津区久本 3 - 1 1 - 2	月～金曜日 午前8時30分～午後6時 (祝休日・12月29日～1月3日を除く)	35	100	1.36	課税	・回収ボックスを設置しない自動販売機とします。	飲料 (缶・ペットボトル)	5,368	

※職員数、年間利用者数は近年の状況に基づき財産管理者が算出した概数であり、今後の人事異動、配置変更により変更となる場合があります。

※令和 6 年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものです。

物件番号 6

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地 (住居表示)	開庁時間	職員数 (人)	年間 利用者数 (人) ※回収容器等含む	貸付面積 (m ²)	消費税	設置・運営	販売品	令和6年度 売上数量 (本)	最低貸付料 (円／月)
670	中央卸売市場北部市場 水産棟1階 西側① (経済労働局中央卸売市場北部市場管理課・044-975-2213)	宮前区水沢 1 - 1 - 1	休市日含め常時利用可 (原則として水産部門は水曜・日曜が休市日)	31	125万人 (推定概数) ※5千人 (÷ R6年末3日間7時~11時来場者カウント数平均5,843人) × R7開市日数253日の近似値	1.24	課税	・電子マネー【別記1】	飲料 (カップ式)	新規	15,150
671	中央卸売市場北部市場 水産棟1階 東側① (経済労働局中央卸売市場北部市場管理課・044-975-2213)		休市日含め常時利用可 (原則として水産部門は水曜・日曜が休市日)			1.24	課税	・電子マネー【別記1】 ・災害対応機【別記2】 ・環境に配慮した自動販売機【別記3】 ・その他【別記4】	飲料 (缶・ペットボトル)	新規	
672	中央卸売市場北部市場 関連棟1階 中央南側① (経済労働局中央卸売市場北部市場管理課・044-975-2213)		休市日含め常時利用可 (原則として関連部門は水曜・日曜が休市日)			1.54	課税	・電子マネー【別記1】 ・ユニバーサルデザイン【別記5】	飲料 (カップ式)	新規	
673	中央卸売市場北部市場 青果棟1階 西側① (経済労働局中央卸売市場北部市場管理課・044-975-2213)		休市日含め常時利用可 (原則として青果部門は水曜・日曜が休市日)			1.36	課税	・電子マネー【別記1】 ・災害対応機【別記2】 ・環境に配慮した自動販売機【別記3】	飲料 (缶・ペットボトル)	新規	
674	中央卸売市場北部市場 青果棟1階 東側① (経済労働局中央卸売市場北部市場管理課・044-975-2213)		休市日含め常時利用可 (原則として青果部門は水曜・日曜が休市日)			1.46	課税	・電子マネー【別記1】 ・災害対応機【別記2】 ・環境に配慮した自動販売機【別記3】 ・その他【別記4】	飲料 (缶・ペットボトル)	新規	
675	中央卸売市場北部市場 花き棟1階① (経済労働局中央卸売市場北部市場管理課・044-975-2213)		休市日含め常時利用可 (原則として花き部門は土曜・日曜が休市日)			1.36	課税	・電子マネー【別記1】	飲料 (カップ式)	新規	

※職員数、年間利用者数は近年の状況に基づき財産管理者が算出した概数であり、今後の人事異動、配置変更により変更となる場合があります。

※令和6年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものです。

※北部市場では機能更新を予定しており、令和12年度以降に一部の建物について移転等が始まる可能性が見込まれます。

【別記1】交通系ICカード等の電子マネーが使用できる自動販売機とします。

【別記2】市内に震度5強以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、財産管理者が物資の提供を必要と判断したとき、自動販売機内の販売品を無料で提供できる機種とします。なお、物資の提供に係る費用は借受人の負担とします。

【別記3】使用済みペットボトルのリサイクル方法をマテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルの制限を課した自動販売機とします。

また、ペットボトル飲料においては、再生利用プラスチックや軽量化プラスチックといった環境に配慮した容器、ラベルの商品に限定します。

【別記4】商品ラインナップについて、市場（特に水産・青果部門）は深夜・早朝から稼働するため、ホットドリンクの期間を通常より長めに設定してください。

また、水・お茶・スポーツドリンクの取扱いを多めに設定してください。

【別記5】ユニバーサルデザインの仕様を施した自動販売機とします。

物件番号 7

場所番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地 (住居表示)	開庁時間	職員数 (人)	年間 利用者数 (人)	貸付面積 (m ²) ※回収容器等含む	消費税	設置・運営	販売品	令和6年度 売上数量 (本)	最低貸付料 (円／月)
676	中央卸売市場北部市場 水産棟1階 西側② (経済労働局中央卸売市場北部市場管理課・044-975-2213)	宮前区水沢 1-1-1	休市日含め常時利用可 (原則として水産部門は水曜・日曜が休市日)	31	125万人（推定概数） ※5千人（≈R6年末3日間7時～11時来場者カウント数平均5,843人）×R7開市日数253日の近似値	1.24	課税	・電子マネー【別記1】	飲料 (カップ式)	新規	15,150
677	中央卸売市場北部市場 水産棟1階 東側② (経済労働局中央卸売市場北部市場管理課・044-975-2213)		休市日含め常時利用可 (原則として水産部門は水曜・日曜が休市日)			1.24	課税	・電子マネー【別記1】 ・災害対応機【別記2】 ・環境に配慮した自動販売機【別記3】 ・その他【別記4】	飲料 (缶・ペットボトル)	新規	
678	中央卸売市場北部市場 関連棟1階 中央南側② (経済労働局中央卸売市場北部市場管理課・044-975-2213)		休市日含め常時利用可 (原則として関連部門は水曜・日曜が休市日)			1.54	課税	・電子マネー【別記1】 ・災害対応機【別記2】 ・環境に配慮した自動販売機【別記3】 ・ユニバーサルデザイン【別記5】	飲料 (缶・ペットボトル)	新規	
679	中央卸売市場北部市場 青果棟1階 西側② (経済労働局中央卸売市場北部市場管理課・044-975-2213)		休市日含め常時利用可 (原則として青果部門は水曜・日曜が休市日)			1.36	課税	・電子マネー【別記1】	飲料 (カップ式)	新規	
680	中央卸売市場北部市場 青果棟1階 東側② (経済労働局中央卸売市場北部市場管理課・044-975-2213)		休市日含め常時利用可 (原則として青果部門は水曜・日曜が休市日)			1.46	課税	・電子マネー【別記1】 ・災害対応機【別記2】 ・環境に配慮した自動販売機【別記3】 ・その他【別記4】	飲料 (缶・ペットボトル)	新規	
681	中央卸売市場北部市場 花き棟1階② (経済労働局中央卸売市場北部市場管理課・044-975-2213)		休市日含め常時利用可 (原則として花き部門は土曜・日曜が休市日)			1.36	課税	・電子マネー【別記1】 ・災害対応機【別記2】 ・環境に配慮した自動販売機【別記3】	飲料 (缶・ペットボトル)	新規	

※職員数、年間利用者数は近年の状況に基づき財産管理者が算出した概数であり、今後の人事異動、配置変更により変更となる場合があります。

※令和6年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものです。

※北部市場では機能更新を予定しており、令和12年度以降に一部の建物について移転等が始まる可能性が見込まれます。

【別記1】交通系ICカード等の電子マネーが使用できる自動販売機とします。

【別記2】市内に震度5強以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、財産管理者が物資の提供を必要と判断したとき、自動販売機内の販売品を無料で提供できる機種とします。なお、物資の提供に係る費用は借受人の負担とします。

【別記3】使用済みペットボトルのリサイクル方法をマテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルの制限を課した自動販売機とします。

また、ペットボトル飲料においては、再生利用プラスチックや軽量化プラスチックといった環境に配慮した容器、ラベルの商品に限定します。

【別記4】商品ラインナップについて、市場（特に水産・青果部門）は深夜・早朝から稼働するため、ホットドリンクの期間を通常より長めに設定してください。

また、水・お茶・スポーツドリンクの取扱いを多めに設定してください。

【別記5】ユニバーサルデザインの仕様を施した自動販売機とします。

物件番号 8

場所 番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地 (住居表示)	開庁時間	職員数 (人)	年間 利用者数 (人)	貸付面積 (m ²) ※回収容器等含む	消費税	設置・運営	販売品	令和6年度 売上数量 (本)	最低貸付料 (円／月)
682	中央卸売市場北部市場 水産棟1階 西側③ (経済労働局中央卸売市場北部市場管理課・044-975-2213)	宮前区水沢 1-1-1	休市日含め常時利用可 (原則として水産部門は水曜・日曜が休市日)	31	125万人（推定概数） ※5千人（÷R6年末3日間7時～11時来場者カウント数平均5,843人）×R7開市日数253日の近似値	1.24	課税	・電子マネー【別記1】 ・災害対応機【別記2】 ・環境に配慮した自動販売機【別記3】 ・その他【別記4】	飲料 (缶・ペットボトル)	新規	15,150
683	中央卸売市場北部市場 水産棟1階 東側③ (経済労働局中央卸売市場北部市場管理課・044-975-2213)		休市日含め常時利用可 (原則として水産部門は水曜・日曜が休市日)			1.24	課税	・電子マネー【別記1】 ・災害対応機【別記2】 ・環境に配慮した自動販売機【別記3】 ・その他【別記4】	飲料 (缶・ペットボトル)	新規	
684	中央卸売市場北部市場 関連棟1階 中央食堂街 (経済労働局中央卸売市場北部市場管理課・044-975-2213)		休市日含め常時利用可 (原則として関連部門は水曜・日曜が休市日)			1.44	課税	・電子マネー【別記1】 ・ユニバーサルデザイン【別記5】	飲料 (カップ式)	新規	
685	中央卸売市場北部市場 青果棟1階 西側③ (経済労働局中央卸売市場北部市場管理課・044-975-2213)		休市日含め常時利用可 (原則として青果部門は水曜・日曜が休市日)			1.36	課税	・電子マネー【別記1】	飲料 (カップ式)	新規	
686	中央卸売市場北部市場 青果棟1階 東側③ (経済労働局中央卸売市場北部市場管理課・044-975-2213)		休市日含め常時利用可 (原則として青果部門は水曜・日曜が休市日)			1.46	課税	・電子マネー【別記1】 ・災害対応機【別記2】 ・環境に配慮した自動販売機【別記3】 ・その他【別記4】	飲料 (缶・ペットボトル)	新規	

※職員数、年間利用者数は近年の状況に基づき財産管理者が算出した概数であり、今後の人事異動、配置変更により変更となる場合があります。

※令和6年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものです。

※北部市場では機能更新を予定しており、令和12年度以降に一部の建物について移転等が始まる可能性が見込まれます。

【別記1】交通系ICカード等の電子マネーが使用できる自動販売機とします。

【別記2】市内に震度5強以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、財産管理者が物資の提供を必要と判断したとき、自動販売機内の販売品を無料で提供できる機種とします。なお、物資の提供に係る費用は借受人の負担とします。

【別記3】使用済みペットボトルのリサイクル方法をマテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルの制限を課した自動販売機とします。

また、ペットボトル飲料においては、再生利用プラスチックや軽量化プラスチックといった環境に配慮した容器、ラベルの商品に限定します。

【別記4】商品ラインナップについて、市場（特に水産・青果部門）は深夜・早朝から稼働するため、ホットドリンクの期間を通常より長めに設定してください。

また、水・お茶・スポーツドリンクの取扱いを多めに設定してください。

【別記5】ユニバーサルデザインの仕様を施した自動販売機とします。